

地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札の執行について以下のように定めたので公告する。

令和8年10月7日

杉並区長 岸本 聡子

件名	街路灯新設・改修工事（単価契約）3
業種	電気工事
履行場所	杉並区内
履行期間	契約締結の翌日から令和9年3月31日まで
概要	灯柱撤去工外140工種
発注見込額	9,585,000円（消費税及び地方消費税を含む金額）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	1 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当していないこと。 2 杉並区競争入札有資格者指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。 3 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置期間中でないこと。 4 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という）の競争入札参加資格者名簿に登録された杉並区内の業者（杉並区内に本店を有する者又は杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者）で、以下の条件に全て該当する業者であること。 （1）申請先自治体に「杉並区」の登録があること。 （2）申請業種に「電気工事」の登録があること。 （3）申請業種「電気工事」の共同格付B、C級の何れかを有すること。 （4）引き続き2年以上当該業種の営業を営んでいること。 5 落札制限について 本件に先立ち、同日に公告した下記のいずれかの案件を落札した者は、本件の入札参加資格はないものとする。 「私道街路灯器具改修工事1」 「私道街路灯器具改修工事2」
入札の無効	1 公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 2 競争入札参加者心得に違反した入札。 3 入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申請すること （添付資料は不要なため、登録しないこと）
希望申請書提出期間	令和8年10月7日 午前9時から令和8年10月9日 午後3時まで。 （締切時間を過ぎてからの提出は受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、令和8年10月13日に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	1 入札参加資格確認結果通知書受領後、電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。 2 図面等を入手しないものは、入札に参加できない。
質問の受付	1 図面・仕様書等に対する質問は、電子調達サービスにより提出すること。 2 受付期間は、入札参加資格確認結果通知書受領の日から令和8年10月20日 午前11時まで
質問の回答	1 電子調達サービスにより確認すること。

	2 閲覧開始は、令和 8 年 10 月 22 日 午後 1 時 から
入 札 期 間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から令和 8 年 10 月 28 日 午後 5 時 まで。 (締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入 札 方 法	1 電子調達サービスにより入札書を提出すること。 2 入札金額は、仕様書にある工種別内訳書又は工種別一覧表の各工種単価を合計した消費税及び地方消費税を除く金額を入力すること。
開 札 日 時	令和 8 年 10 月 29 日 午前 11 時 00 分
開 札 場 所	電子調達サービス
入 札 回 数	2 回まで（再入札の開札は開札日の午後 2 時以降に行う予定）
落 札 通 知	1 落札者には、電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。 2 通知日の翌日から 3 営業日以内に、落札決定通知書を持参のうえ杉並区経理課契約係に来庁すること。
最 低 制 限 価 格	設定する（令和 8 年度案件から、最低制限価格は、総価契約における最低制限価格設定率を参考にして設定する。別添「R8.2 工事発注案件におけるダンピング防止対策の強化について」を確認すること。）。
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	必要となる場合がある。
電 子 契 約	対象外
そ の 他	1 契 約 担 当 者： 杉並区経理課長 青木 誠 2 前払金及び中間前払金： なし 3 準 拠 規 定： 杉並区契約事務規則 4 関係会社が同時に申込みすることは認めない。（関係会社とは、「競争入札参加資格申請の手引き」の関係会社の定義による。） 5 令和 8 年 3 月公共工事設計労務単価適用案件である。 6 本件の工種ごとの契約単価は、落札者が作成した工種別内訳書又は工種別一覧表に基づき、落札者と区（提出先は主管課）の速やかな協議により決定するものとする。 7 現場代理人の他工事との兼任を認める措置 本件は、契約条項第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、現場代理人について、以下の条件すべてに該当する場合は、他工事との兼任を認める。 （１）杉並区発注の工事であること。 （２）契約金額（消費税込み）4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満であること。 （３）発注者と常に携帯電話等で連絡がとれること。 （４）杉並区以外の工事で兼任している工事がなくないこと。 ※兼任する工事の件数は、本件含め最大 3 件までとし、そのうち総価契約工事は 2 件までとする。（現在履行中のものを含む。） 8 落札者は、遅滞なく契約を行うこと。 9 契約条項（工事請負）は杉並区ホームページを参照すること。 10 その他不明な点については、杉並区経理課契約係に問い合わせること。 電話番号 03 (5307) 0612